

訪問看護ステーションつかがわ

重要事項説明書

# 訪問看護ステーション利用約款

(約款の目的)

## 第1条

在宅の高齢者等で要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することで当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

## 第2条

本約款は、利用者が訪問看護サービス事業所利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意書を得ることとします。

利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改訂が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

## 第3条

利用者及びご家族は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問看護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及びご家族は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が、訪問看護実施時間中の利用中止を申し出た場合については、原則通りに基づき、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

(当事業所からの解除)

## 第4条

当事業所は、利用者及びご家族に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく訪問看護の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問看護の提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者又はご家族が、当事業所の職員又は他の利用者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 天災、災害、施設設備の故障その他のやむを得ない理由により、利用させることができない場合。

(利用料金)

#### 第5条

利用者及びご家族は連帯して当事業所に対し、本約款に基づく訪問看護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

当事業所は、利用者及びご家族に対し明細書を発行し、利用者及びご家族は連帯して当事業所に対し、当該合計額を利用日ごとに支払うものとします。

当事業所は、利用者又はご家族から一項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者及びご家族に対して、領収書を発行します。

(記録)

#### 第6条

当事業所は、利用者の訪問看護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合の限り、これに応じます。

(秘密の保持)

#### 第7条

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はご家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者にもらしてはならない。ただし、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者及びご家族から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への医療情報提供。
- ② 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

#### 第8条

当事業所は、サービスの提供中に利用者の容体に変化があった場合、ご家族に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

#### 第9条

利用者及びご家族は、当事業所の提供する訪問看護に対しての要望又は苦情等について、管理者に申し出ることができる。

(賠償責任)

第10条

訪問看護の提供に伴って、利用者又は家族の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、当事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第11条

この約款に定められていない事項は、介護保険法令、その他諸法令に定めるところにより、利用者又はご家族と当事業所が誠意を持って協議して定めることとします。